

# 「三依保育園」非常災害対策計画【風水害等】

## 1 計画策定の目的

この計画は、本施設における風水害等対策について必要な事項を定め、被害の予防と軽減を図り、利用者や職員の安全を確保するために作成する。

なお、この計画は、各施設や庁内での検討、避難訓練の実施結果などを踏まえ、随時見直しを行う。

## 2 事前の対策

### 2-1 日常の危機管理

- ① 日頃から、常に危険性に配慮した視点で屋内及び屋外の実状を把握しておく。また、施設全職員を対象に避難訓練や研修等を出水期前の6月までに合わせて実施することとし、災害時における職員の対応力を向上させると共に危機管理意識を高く保つ。
- ② 児童に対して、風水害等に対する知識や心がまえ、緊急時の行動について指導を行う。
- ③ 緊急時の連絡体制や園児の引き渡し方法について、保護者と情報を共有すると共に、避難時に地域の支援が得られるように関係団体等（P8）とも連携を図る。

### 2-2 施設（設備・物品等含む）の点検・管理

- ① 施設長は、施設内外についての危険箇所の点検及びその対策を行う。  
〈雨水の侵入による電気系統の破損や事故、設備や棚等の倒壊の予防等〉
- ② 重要書類・物品等を安全に保管するため、その保管場所や非常時の持ち出しについて事前に準備し、被害を最小限にする。
- ③ 給食設備等については、その保全に配慮する。  
在庫物資（水・食料品等）については安全な場所に保管しておく、または緊急時に移動しやすくしておく等の管理を行う。
- ④ 各施設長を中心にした救急・防疫班により、施設の衛生面等の管理を徹底する。救急・消毒用資材や寝具・衣類等の確保を速やかに行い、薬品類の安全な保管が行えるよう準備しておく。

### 3 台風情報等(大雨・雷・竜巻含む)があった場合の対応

施設長及び主任は、テレビ・ラジオ・インターネット・防災ラジオ・防災メール等にて市や気象庁の台風情報等（大雨・雷・竜巻含む）の収集に常時努め、施設職員にメール等にて情報を共有すると共に、接近した際の対策についてあらかじめ検討しておく。

窓ガラスの破損や強風により飛ばされるものがないか等の安全点検を行う。

工事中の箇所がある場合等は、請負業者と被害防止策について協議し、適宜対処する。

夜間や休日等において事前に台風情報等（大雨・雷・竜巻含む）があった場合、施設長及び主任は、施設及びその周辺の状況の情報収集に努め、施設に被害の恐れがある場合は職員等を参集し、被害防止策をとる等の必要な対応をする。

## 4 台風等(大雨・雷・竜巻他)の到来時の対応

### 4-1 登園前及び登園後の対応について

児童の登園前(後)に「暴風警報」「暴風雪警報」「大雨・大雪警報」等が発表された場合、施設長及び主任は、テレビ・ラジオ・インターネット・防災ラジオ・防災メール等にて災害情報を収集し、その後の気象状況等をふまえて児童の安全を最優先とした施設運営を行う。

原則、「土砂災害警戒情報」「特別警報」他の発表時は、休園(休館)とする。

### 4-2 保育中の対応について【段階的な対応】

#### 「注意報」発表(風水害等の災害が発生する恐れ)

施設(設備)の点検を行い、児童を施設内で安全に待機させる。

\*注意報発表後の気象情報から、重大な風水害等に進展する恐れ(前兆現象)があり児童の降園に支障をきたすと想定される場合は、早い段階で園児の降園(保護者へお迎えを要請)や自主避難を検討する。(前兆現象:「がけの表面に水が流れ出す」「がけからの水が濁り出す」「小石がパラパラと落ちる」「樹木の倒れる音がする」「地鳴りがする」など)

#### 「警報」発表(重大な風水害等の災害が発生する恐れ)

「警報」が発表された場合、児童は施設内で安全に待機させ、保護者へ「警報」の発表について周知し、原則、保護者等への引き渡しとする。

降園が不可能になると想定される場合には、周辺の通園路の状況(交通情報等)の安全を確認したうえで、速やかな児童の降園(保護者等のお迎え)を要請する。

#### 大雨警報

大雨により、重大な災害が起こる恐れがある場合に発表される。

\*実際にどこで災害発生の危険度が高まっているか気象庁のHPにある「警報の危険度分布(土砂災害、浸水害)」で確認できます。

これらの「警報」の発表レベルでは、『高齢者等避難』の発令が想定されます。

この時点において、施設長は『避難』の決定を行います。

## 【指定緊急避難場所】 三依地区センター【中三依 835-1】 <79 -0211>

『指定緊急避難場所』や『指定避難所』になっている保育園等の場合は、原則、児童を施設内で待機させ、保護者等への引き渡しとしますが、当施設自体に被害が及ぶ恐れがある場合は、あらかじめ決めておいた近隣の避難場所等への移動も検討します。

ただし、記録的短時間大雨情報が発表された場合、すでに屋外は猛烈な雨となっていることも想定されます。移動することがかえって命に危険を及ぼすと判断される場合には、近隣のより安全な任意の場所や建物へ移動することも検討し、それさえも危険な場合には、少しでも命が助かる可能性が高い行動として、屋内の中でも土砂災害・浸水害等の及ぶ危険性がより低い安全な部屋等に退避する等の行動をとります。

### 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量の場合。

### 土砂災害警戒情報

(気象台と砂防局の共同発表)  
土石流や集中的な大雨等による急傾斜地の崩壊に警戒する。

\*実際にどこで災害発生の危険度が高まっているか気象庁のHPにある「警報の危険度分布（土砂災害、浸水害）」で確認できます。

これらの「警報」の発表レベルでは、『避難指示』の発令が想定されます。

## 「特別警報」発表

警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、数十年に一度の大災害が起こるような非常に危険な状況であり、最大限の警戒また命を守る行動を要する。

### 大雨特別警報

すでに災害が発生している可能性あり。その場に応じた適切な行動をとる。

\*実際にどこで災害発生の危険度が高まっているか気象庁のHPにある「警報の危険度分布（土砂災害、浸水害）」で確認できます。

## 5 情報の活用

### ◇ 防災気象情報の活用

天気予報

府県天気予報 [毎日5時・11時・17時に発表]

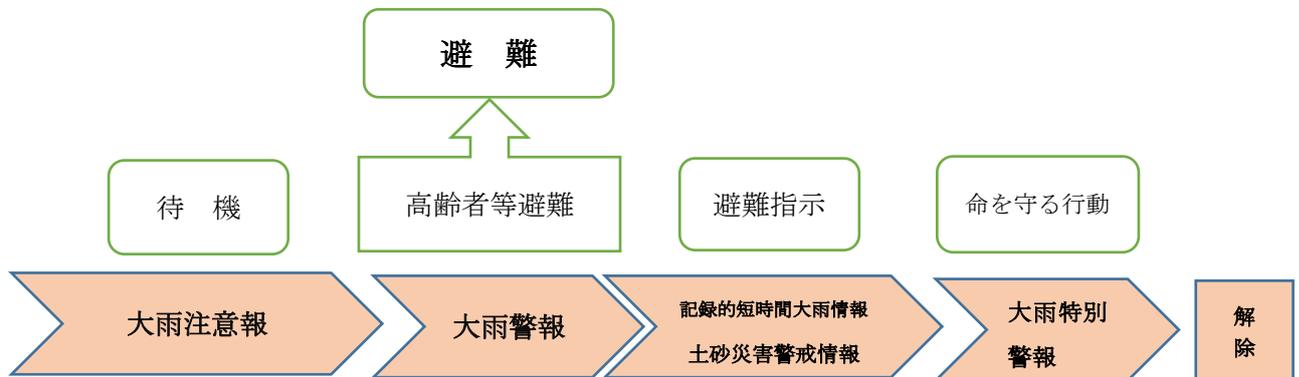
週間天気予報 [毎日11時・17時に発表]

注意報 …… 災害が起こるおそれがあるとき

警報 …… 重大な災害が起こるおそれがあるとき

特別警報 …… 重大な災害が起こるおそれが著しく高まっているとき

### ◇ フロー図

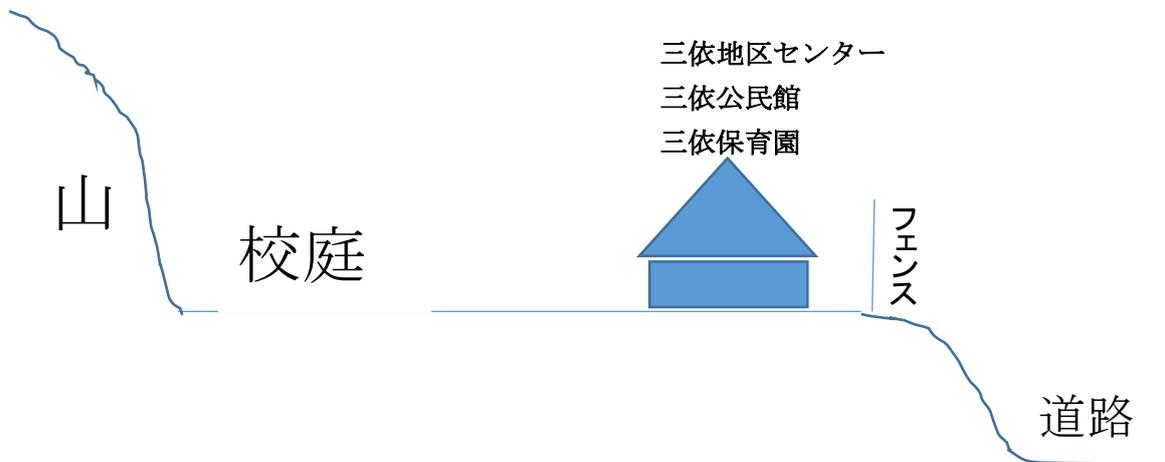


## 6 施設の立地条件（環境）

平面図



断面図



## 7 緊急時連絡先一覧

No.	分類	緊急時連絡先	電話番号
1	消 防	藤原消防川治分署	78-1000
2	警 察	三依駐在所	79-0040
3	行 政	日光市 総務課 防災対策室	21-5166
4	”	日光市 保育課	21-5186
5	”	三依地区センター	79-0211
6	医療機関	川村医院（内科）	77-0085
7	”	佐々木医院（歯科）	77-0712
8	電 気	吉野(持田)電機設備	090-8749-7564
9	ガ ス	サイサン日光営業所	22-5181
10	灯 油	片山油店	78-0003
11	水 道	日光市水道課	21-4532
12	”	荒引設備	78-0187
13	民生委員・児童委員	塩生 雅典	79-0025
14	民生委員・主任児童委員	菊地 清美	25-6088
15	”	石井 幸江	77-3454
16	第三者委員	阿久津 徹男	79-0646
17	”	君島 一	78-1478
18	近接の児童福祉施設	三依小中学校	79-0006